

名古屋市公報

平成16年 5月12日号

第554号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話〔052〕972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目

次

ページ

規

則

- 名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (住都・総務課) (第72号) 3
- 名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第73号) 4
- 名古屋市風致地区内建築等規制条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課) (第74号) 6

告

示

- 名古屋市風致地区内建築等規制条例別表 1の区域の指定 (住都・都市計画課) (第226号) 18

公

告

- 平成16年度名古屋市職員第1回採用試験(大学卒程度)公告 (人事委員会) 19
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 32
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 34
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (市経・地域商業課) 36

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
(第72号)

1 改正内容

名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例（平成16年名古屋市条例第27号）の施行期日を定めるものです。

	住宅名	所在地	施行期日
公用開始	シティファミリー鳴海小森	緑区鳴海町	平成 16 年 6 月 1 日

- 名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第73号）

1 改正内容

定住促進住宅の公用開始に伴い、名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成9年名古屋市規則第 115号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

平成16年 6 月 1日（入居手続等に関する規定は公布の日）から施行します。

- 名古屋市風致地区内建築等規制条例施行細則の一部を改正する規則（第74号）

1 改正内容

(1) 名古屋市風致地区内建築等規制条例（昭和45年名古屋市条例第27号）第 2 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者が、市長に提出しなければならない書類等について追加します。（第 2 条関係）

(2) 名古屋市風致地区内建築等規制条例の一部を改正する条例（平成16年名古屋市条例第 7 号。以下「改正条例」という。）の施行により新たに追加される風致地区内において必要となる許可の基準等に関し、その詳細について定めます。（第 8 条から第21条関係）

(3) 名古屋城風致地区並びに第 1 種住居地域及び第 2 種住居地域における特例について定めます。（第22条及び第23条関係）

(4) 改正条例の施行に伴い、許可申請書等の様式について改正を行います。
(第 1 号様式関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成16年 5 月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第72号

名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例（平成16年名古屋市条例第27号）の施行期日は、平成16年 6 月 1 日とする。

名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5 月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第73号

名古屋市定住促進住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

シティ ファミ リー上 社	名東区 上社一 丁目		高層 耐火	8階建 （併存）	平成6 年度	5	88,300円
						5	89,900円
						6	91,100円
						6	95,800円
						6	96,400円
						42	102,900円
						1	109,900円
						5	113,300円

を
」

シティ ファミ リー鳴 海小森	緑区鳴 海町	A 棟	高層 耐火	10階建	平成13 年度	60	74,200 円	に
シティ ファミ リー上 社	名東区 上社一 丁目		高層 耐火	8 階建 (併存)	平成 6 年度	5	88,300円	
						5	89,900円	
						6	91,100円	
						6	95,800円	
						6	96,400円	
						42	102,900円	
						1	109,900円	
						5	113,300 円	

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年 6 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する定住促進住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市風致地区内建築等規制条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 5 月 6 日

名古屋市長 松 原 武 久

名古屋市規則第74号

名古屋市風致地区内建築等規制条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市風致地区内建築等規制条例施行細則（昭和45年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表を次のように改める。

行為の種類	図面の種類	縮尺	明示すべき事項
建築物の建築 その他工作物の建設	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	配置図	300分の1以上	敷地の境界線、建築物等の位置及び外壁面の後退線
	平面図	200分の1以上	各階の間取り、用途及び建築面積の算定根拠
	2面以上の立面図(着色)	100分の1以上	仕上方法、色彩、高さ及び平均地盤面の

			算定根拠(擁壁の場合は展開図を含む。)
	植栽計画平面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ、植栽位置及び緑地率の算定根拠
	道路からの植栽計画立面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ及び植栽位置
建築物その他の工作物の色彩の変更	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	配置図	300分の1以上	敷地の境界線、建築物等の位置及び外壁面の後退線
	2面以上の立面図(着色)	100分の1以上	仕上方法及び色彩(擁壁の場合は展開図を含む。)
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	平面図 盛土：赤色で着色 切土：黄色で着色	500分の1以上	方位、行為地の境界線、断面の位置、切土・盛土・その他の表示、行為前後の植栽の状況及び切土・盛土の面積の算定根拠
	断面図 盛土：赤色で着色 切土：黄色で着色	高低差 100分の1以上 距離 500分の1以上	行為前後の土地の状況を対比できる縦断面、横断面及び切土・盛土の高さ
	植栽計画平面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ、植栽位置及び緑地率の算定根拠
	道路からの植栽計画立面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ及び植栽位置

	着色)		
木竹の伐採	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	平面図	500分の1以上	方位、木竹の位置、伐採区域及び伐採区域の面積の算定根拠
	植栽計画平面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ、植栽位置及び緑地率の算定根拠
	道路からの植栽計画立面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ及び植栽位置
土石の類の採取	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	平面図	500分の1以上	方位、断面の位置、土石の類の採取区域及び採取区域の面積の算定根拠
	断面図	高低差 100分の1以上 距離 500分の1以上	土石の類の採取前後の土地の縦断面及び横断面
	植栽計画平面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ、植栽位置及び緑地率の算定根拠
	道路からの植栽計画立面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ及び植栽位置
移動の容易でない物件の設置又はたい積	位置図	2,500分の1以上	方位及び行為地
	平面図	500分の1以上	方位、断面の位置及び物件の設置又はたい積の区域
	断面図	高低差 100分の1以上 距離 500分の1以上	物件の設置又はたい積前後の土地の縦断面及び横断面

	植栽計画平面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ、植栽位置及び緑地率の算定根拠
	道路からの植栽計画立面図(緑色又はこれに類する色で着色)	200分の1以上	樹木の種類、高さ及び植栽位置

第2条に次の1項を加える。

3 第1項の許可申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 行為地が土地区画整理事業施行区域内の場合 仮換地ブロック図及び地番該当証明の写し
- (2) 筆の一部が行為地に含まれる場合 地籍図又は公図の写し
- (3) 申請者と行為地の土地所有者が異なる場合 行為に対する土地所有者の同意書
- (4) 現況の木竹面積が500平方メートルを超える場合 現況写真
- (5) 条例又はこの規則の規定の適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は工作物がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認の申請書の写し等の書類

第6条に次の1項を加える。

2 前項の行為完了届には、行為完了後の植栽及び建築物等の写真を添付しなければならない。

第8条を第25条とし、第7条の次に次の17条を加える。

（建築物の高さ等）

第8条 条例第4条第1項第1号ア(7)ただし書（同号ウ(7)において準用する場合を含む。）に該当する場合とは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 建築物の高さに関する基準については、建築基準法第59条の2第1項に規定する許可を受け、かつ、敷地面積が1ヘクタール以上である場合。ただし、この場合にあっても、建築物の高さは15メートル以下としなければならない。

(2) 平均地盤面の数に関する基準については、壁面及び屋上緑化等で建築物が木竹で隠れる場合又は建築物が周囲の地面と接する位置の最も低いところからの高さが15メートル以下である場合。ただし、この場合にあっては、平均地盤面の数は3までとしなければならない。

- 2 建築物の敷地が風致地区の内外にわたる場合において、建築物を建築しようとするときは、風致地区内における建築物の高さは10メートル以下とする。
- 3 建築物の高さに算入されない建築物の部分及び工作物を含めた建築物の高さは、15メートル以下とする。

(建ぺい率)

第9条 条例第4条第1項第1号ア(イ)ただし書(同号ウ(イ)において準用する場合を含む。)に該当する場合とは、建築物の敷地が風致地区の内外にわたる場合及び異なる種別の風致地区にわたる場合とする。この場合の建ぺい率は、建築基準法第53条第2項の規定を準用する。

(外壁の後退距離)

第10条 条例第4条第1項第1号ア(ウ)ただし書(同号ウ(ウ)及びエ(ア)において準用する場合を含む。)に該当する場合とは、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

(建築物の位置)

第11条 条例第4条第1項第1号ア(エ)、ウ(エ)及びエ(イ)に規定する建築物の位置が行為地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこととは、道路境界から4メートルの距離にある道路との平行線上において、建築物の道路からの垂直投影線の延長は20メートルを、また、道路境界から6メートルの距離にある道路との平行線上において、建築物の道路からの垂直投影線の延長は35メートルを超えないことをいう。

(建築物等の色彩)

第12条 条例第4条第1項第1号ア(エ)、イ(イ)、ウ(エ)及び同項第2号に規定する建築物等の意匠のうちの色彩並びに同項第4号の2に規定する変更後の建築物等の色彩が行為地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこととは、原則として、原色及び彩度の高い色を使用しないことをいう。

(建築物の建築における風致の維持に必要な措置)

第13条 条例第4条第1項第1号ア(オ)、イ(ウ)、ウ(オ)及びエ(ウ)に規定する風致の維持に必要な措置とは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす措置とする。

- (1) 敷地面積100平方メートル以内ごとに、1本以上の高木（植栽時の高さ2.5メートル以上のものをいう。以下同じ。）を植栽すること。
 - (2) 当該建築物の敷地のうち、道路に接する部分（以下「道路間口」という。）の2分の1以上について、道路境界から2メートルまでの間に生垣等で修景のための緑化（以下「修景緑化」という。）を行うこと。ただし、駐車場等として利用するため、当該修景緑化ができない場合であり、かつ、道路沿いの開放性が高く当該修景緑化と同等の効果が得られる修景緑化が行われる場合又は敷地の形状により当該修景緑化が著しく困難な場合はこの限りでない。
 - (3) 当該建築物の敷地のうち、道路間口の長さ10メートル以内ごとで道路境界から2メートルまでの間に、1箇所以上の高木を植栽すること。ただし、道路沿いの開放性が高く当該植栽と同等の効果が得られる植栽が行われる場合又は敷地の形状により当該植栽が著しく困難な場合はこの限りでない。
- 2 前項各号に規定する高木又は生垣等には、現存する木竹を含めることができる。
- 3 第1項に規定する措置のほか、行為をしようとする者は極力緑化に努めるものとする。

(緑地面積の算定)

第14条 条例第4条第1項第1号ア(オ)、イ(ウ)、ウ(オ)、エ(ウ)、同項第5号ア及び第6号から第9号までに規定する緑地率を算定する際の緑地面積は、行為地における木竹、草等で覆われた部分（以下「緑被」という。）の水平投

影面積とする。ただし、次の各号に該当する場合には、当該各号の規定により算定することができる。

- (1) 道路境界から2メートルまでの間に木竹を植栽する場合は、その部分の緑地面積を緑被の水平投影面積の2倍の値とする。
- (2) 道路に沿った部分について、建築物の外壁、塀、擁壁等の壁面に植栽する場合は、その部分の面積を緑地面積に加算する。
- (3) 低木の上に重ねて高木の植栽を行う場合は、重複する水平投影面積を緑地面積に加算する。

2 前項ただし書の場合においても、行為地の面積に対する緑被の水平投影面積が占める割合は、条例別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる数値から10分の1を減じた数値以上としなければならない。

(工作物)

第15条 条例第4条第1項第2号に規定する工作物の位置、規模等が建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないことは、次表左欄に掲げる工作物の種類に応じて次表右欄に掲げる要件に該当することをいう。

工作物の種類	要 件
ゴルフ用フェンス、塔その他これらに類する工作物	1 当該工作物の高さは、15メートルを超えてはならない。 2 当該工作物の位置は、当該工作物の建設が行われる土地の境界線から一定の距離をおかなければならない。この場合において条例第4条第1項第1号ア(ウ)の規定を準用する。ただし、地盤面からの高さが5メートル以下のものについてはこの限りでない。 3 当該工作物の建設が行われる土地の道路間口においては、修景緑化を行わなければならない。この場合において第13条第1項第2号及び第3号の規定を準用する。

擁壁、塀その他これらに類する工作物	1 当該工作物の高さは、5メートルを超えてはならない。 2 当該工作物の道路に露呈する部分の高さが3メートルを超えないよう、露呈を防止するための修景緑化をしなければならない。
-------------------	---

(仮設の建築物又は工作物)

第16条 条例第4条第1項第3号に規定する仮設の建築物又は工作物の移転後又は除却後の跡地には、修景緑化を行い、風致の維持に努めるものとする。

(土地の形質の変更)

第17条 条例第4条第1項第5号に規定する風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととは、次の各号に掲げる要件に該当することをいう。

(1) 良好な風致を形成している500平方メートル以上の区域で土地の形質の変更を行おうとする場合には、当該区域の風致をできる限り保存することとし、土地の形質の変更を行う面積は、当該区域の面積の10分の8以下とすること。

(2) 高さが5メートルを超える切土又は盛土を伴わないこと。

(3) 高さが1メートルを超える切土又は盛土が行われ、かつ、その切土又は盛土を行う土地の面積が1,000平方メートル以上である場合には、当該切土又は盛土を行う部分について表土の復元、客土、土壌の改良等に努めること。

2 条例第4条第1項第5号アに規定する必要な措置については、第13条の規定を準用する。

3 条例第4条第1項第5号イに規定する風致の維持に必要な措置とは、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす措置とする。

(1) 高さ5メートル以内ごとに小段を設けること。

(2) のり面に適切な植栽を行うこと。

(水面の埋立て又は干拓)

第18条 条例第4条第1項第6号に規定する必要な措置については、第13条の規定を準用する。

(木竹の伐採)

第19条 条例第4条第1項第7号に規定する風致を損なうおそれが少ないこととは、次の各号に掲げる要件に該当することをいう。

(1) 現況の木竹面積が500平方メートルを超える土地で木竹の伐採を行おうとする場合には、周辺から見える木竹を主体として、現況の木竹面積の10分の2（特定第1種風致地区については10分の4）以上を残し、行為完了後5年以上保存すること。

(2) 宅地造成等の際に支障となる木竹は、敷地内の他の場所に極力移植すること。

(3) 木竹の伐採後の行為地には植栽をするものとし、その植栽については、第13条の規定を準用する。

2 前項各号に掲げる要件に該当することにより、当該行為地の緑地率が、条例別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる数値を超える場合は、前項第1号に規定する割合を減ずることができる。

(土石の類の採取)

第20条 条例第4条第1項第8号に規定する風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととは、土石の類の採取後の行為地に適切な植栽をすることをいい、その植栽については、第13条の規定を準用する。

(移動の容易でない物件の設置又はたい積)

第21条 条例第4条第1項第9号に規定する風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこととは、移動の容易でない物件の設置後又はたい積後の行為地に適切な植栽をすることをいい、その植栽については、第13条の規定を準用する。

(名古屋城風致地区の特例)

第22条 名古屋城風致地区においては、第8条及び第9条の規定は適用しない。

(教育施設の特例)

第23条 第1種住居地域及び第2種住居地域（前条の地区を除く。）にある教育施設において、敷地内の緑地率が100分の45以上となる場合は、校舎及びこれに類する建築物については第8条の規定は適用せず、塔及びこれに類する工作物については第15条の規定は適用しない。

(適用除外)

第24条 公益上、地形上等の理由により特に市長がやむを得ないと認める場合には、風致の維持に支障がない範囲内で、第8条から前条までの規定を適用しないことができる。

第1号様式(表)を次のように改める。

第1号様式

(表)
許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住 所
氏 名

印

〔 法人の場合は所在地、
名称及び代表者氏名 〕

名古屋市風致地区内建築等規制条例第2条第1項の規定による許可を受けたいので、
次のとおり申請します。

設 計 者 住 所 氏 名						
工 事 施 行 者 住 所 氏 名						
土 地 所 有 者 住 所 氏 名						
行為地の所在・地番・地目・ 地積		名古屋市 地目	区 地積	番 平方メートル		
緑 地 保 全 地 区 名		緑地保全地区				
風 致 地 区 の 種 別		☐ 特定第1種風致地区 ☐ 第1種風致地区 ☐ 第2種風致地区				
行 為 の 目 的						
行 為 の 種 類						
1	建築物の 建築	建築物の用途構造				
		建 築 工 事 の 種 別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転			
	その他 工作物 の建 設又 は建 築物 その 他の 工作 物の 色彩 の変 更		申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	
		敷 地 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		建 築 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		延 べ 面 積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	
		建 ぺ い 率	パーセント			
		建 築 物 等 の 高 さ	建築物 メートル	工作物 メートル		
		屋 根 の 色 彩	現 在		行 為 後	
		外 壁 の 色 彩				
	工 作 物 の 色 彩					
	工 作 物 の 種 類					
仮設物の設置期間	年 月 日から 年 月 日まで					

第1号様式（裏）及び第3号様式の2中「行為の種別」を「行為の種類」に改める。

第5号様式中「はがき大」を「日本工業規格A4」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市風致地区内建築等規制条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、この規則による改正後の名古屋市風致地区内建築等規制条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 226号

名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定

平成 8年名古屋市告示第 213号（名古屋市風致地区内建築等規制条例別表第 1の区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成16年 5月 1日

名古屋市長 松 原 武 久

表を次のように改める。

属する風致地区の名称・種別	条例別表第 1に規定する市長の指定する区域
小幡風致地区 第 2種風致地区	図面 1の区域
竜泉寺風致地区 第 2種風致地区	図面 2の区域
東山風致地区 第 2種風致地区	図面 3の区域
牧野池風致地区 第 2種風致地区	図面 4の区域
熊野風致地区 第 2種風致地区	図面 5の区域
勅使池風致地区 第 2種風致地区	図面 6の区域
大高風致地区 第 2種風致地区	図面 7の区域
天白風致地区 第 2種風致地区	図面 8の区域
荒池風致地区 第 2種風致地区	図面 9の区域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

平成 16 年度名古屋市職員第 1 回採用試験（大学卒程度）公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

平成 16 年 5 月 6 日

名古屋市人事委員会委員長 瀧川 治男



平成 16 年度 名古屋市職員第 1 回採用試験（大学卒程度）試験案内

平成 16 年 5 月 6 日
名古屋市人事委員会

第 1 次試験日 6 月 27 日(日)

申込期間(郵送) 5 月 6 日(木)～5 月 19 日(水)までの消印のあるものが有効です。

(持参) 5 月 18 日(火)～5 月 19 日(水)

この試験は、原則として学歴を問わず一定の年齢の方を対象としています。

受験資格の詳細は、(2 受験資格)に記載しています。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容等

試験区分		採用予定人員	主な職務内容等
事務	行政一般	30 名程度	・本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、国際交流、総合企画など（ただし、「社会福祉」は、主として社会福祉施設等における生活指導（夜間業務を含みます。）、生活保護など）
	法 律	30 名程度	
	経 済	30 名程度	
	社会福祉	5 名程度	
技術	土 木	12 名程度	・本庁各局や公所等における道路・河川の維持管理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、地下鉄設備の新築・保守管理等、上下水道設備の保守管理等、環境保全活動の推進、水質検査・水質管理、公園等の緑地整備 など
	建 築	1 名程度	
	機 械	1 名程度	
	電 気	1 名程度	
	応用化学	1 名程度	
	造 園	5 名程度	
衛 生		10 名程度	・主として保健所等における食品衛生又は環境衛生に関する監視、指導 など ・薬品等の試験・検査 など ・調剤・服薬指導又は畜産業務全般（薬剤師又は獣医師の免許取得者に限ります。） など
獣 医		5 名程度	
研究	応用化学	1 名程度	・研究所における試験研究、調査研究 など
	生 物	1 名程度	
	電 子	1 名程度	
学 芸	天 文	1 名程度	・博物館又は美術館等における資料収集、調査研究 など
	美術工芸史	1 名程度	
学 校 事 務		4 名程度	・本市の小・中学校又は養護学校における庶務 など
消 防	(男 性)	19 名程度	・消防署等における火災の予防又は鎮圧、防災、救急・救助 など（交替制勤務を含みます。ただし、女性は現行の法令により従事できる業務に一部制限があります。また、本市の消防学校に入校し全寮制による教育を受けた後の配属となります。）
	(女 性)	1 名程度	

(注) 採用予定人員は、現時点でのものであり、変更する場合があります。

2 受験資格

次の(1)～(3)のすべての要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれかに該当する方(②に該当する方は第2回採用試験の受験申込みはできません。)

- ① 昭和49年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた方
- ② 昭和58年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成17年3月31日までに卒業見込みの方

(2) 次のいずれにも該当しない方

- ① 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) それぞれの試験区分により下記に該当する方

試験区分	受 験 資 格
衛 生	食品衛生監視員の資格を有する方、又は平成17年3月までに有する見込みの方 ・具体的には、次のいずれかに該当する方です。 ① 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した方、又は修了見込みの方 ② 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 ③ 学校教育法に基づく大学もしくは高等専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した方、又は卒業見込みの方 ④ 栄養士で2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有する方、又は有する見込みの方
獣 医	・①又は③に該当する方は、食品衛生監視員の資格を有すること又は有する見込みであることを証明する書類(学校の発行するもの)を申込書とともに提出してください。提出書類に関して不明な点がある場合は、早めにお問い合わせください。
学 芸	学芸員の資格を取得している方、又は平成17年3月までに取得見込みの方
消 防	日本国籍を有する方

(注)・「消防」以外の試験区分については、日本国籍を有しない方も受験できますが、採用後従事できる職務に制限があります。

- ・「研究(応用化学)」及び「消防」については、身体的条件を満たさない方は不合格となります。

3 第1次試験

(1) 試験日時 平成16年6月27日(日)
午前8時45分開場、午前9時15分着席・出席点呼

(2) 試験会場

名城大学 天白キャンパス 又は 中京大学 名古屋キャンパス のいずれか

- ・会場は受験票に記載してお知らせしますので、必ず各自で確認してください。
- ・会場付近で合否通知等を有料で受け付けている場合がありますが、当委員会とは関係ありません。

(3) 試験の科目・時間・内容等

試験区分	試験科目 (配点)	時 間	試 験 の 内 容
行政一般 学校事務 消 防	教養試験 (180点)	9:45 } 12:45	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験 択一式 知識分野(社会科学、人文科学、自然科学) ＜35問中25問選択解答＞ 知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) ＜35問必須解答＞
上記以外 の 試験区分	教養試験 (90点)	9:45 } 12:15	公務員として必要な一般的な知識及び知能をみる試験 択一式 知識分野(社会科学、人文科学、自然科学) ＜30問中20問選択解答＞ 知能分野(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈) ＜25問必須解答＞
	専門試験 (120点)	13:25 } 15:25	各試験区分に応じた専門的知識をみる試験 (出題分野、解答方法等は(5)参照)

(注)・**OCR用紙を使用して**行う試験がありますので、HBの鉛筆・消しゴムを必ず用意してください。

- ・教養試験の例題を名古屋市職員採用案内ホームページに掲載しています。
- ・第1次試験の合格者は、「行政一般」、「学校事務」、「消防」については教養試験の結果により、その他の試験区分については教養試験と専門試験の結果を総合して、それぞれ決定します。ただし、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない方は、他の試験科目の成績に関わらず不合格となります。

(4) 第1次試験の合格者発表 平成16年7月16日(金) (予定)

人事委員会事務局の前に**合格者の受験番号を掲示**するとともに、**合格者に通知**します(不合格者には通知しません)。

また、名古屋市職員採用案内ホームページにも合格者発表後約1週間、合格者の受験番号を掲載しますが、必ず掲示または通知で確認してください。

なお、電話等による合否に関する問い合わせはご遠慮ください。

(5) 専門試験出題分野等

試験区分		出 題 分 野 等	解答方法
事務	法 律	憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済	択一式 40問 全問解答 (衛生を 除く)
	経 済	経済原論、財政学、経済史、経営学、経済事情、経済政策、憲法及び民法	
	社会福祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査	
技 術	土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工	
	建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工	
	機 械	数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作	
	電 気	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学	
	応用化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学	
	造 園	造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計（都市・地方計画を含む）、造園関連基礎	
衛 生		物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学（生物化学） <22問必須解答>	
		薬剤学、衛生化学、生薬学、薬理学（18問） 食品化学、食品貯蔵加工学、応用微生物学、公衆衛生学、畜産物利用学（18問） <以上36問中18問選択解答>	
獣 医		家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学、畜産一般	
研究	応用化学	分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学、環境工学	記述式
	生 物	生態学、昆虫生理学、応用昆虫学、応用動物学	
	電 子	電磁気学、電気・電子回路理論、応用電子工学、電子制御工学、情報工学	
学芸	天 文	博物館学（博物館概論・博物館経営論・博物館資料論・博物館情報論）、天文学（宇宙物理学・惑星科学・天体力学・天体観測）	
	美術 工芸史	博物館学（博物館概論・博物館経営論・博物館資料論・博物館情報論）、教育学（美術館教育）、美術史学（近代美術・現代美術）、美学・芸術学	

4 第2次試験

(1) 試験の科目・日程・試験会場等

①事務・技術の各試験区分

試験科目		日程（予定）	試験会場（予定）
論文試験		7月25日(日)	名古屋市立大学(山の畑校舎)
口述試験	個別面接	7月下旬～8月中旬	愛知県産業貿易館（本館）
	集団討論		

②衛生・獣医・学校事務

試験科目		日程（予定）	試験会場（予定）
論文試験		7月25日(日)	名古屋市立大学(山の畑校舎)
口述試験	個別面接	7月下旬～8月中旬	愛知県産業貿易館（本館）

③研究・学芸

試験科目		日程（予定）	試験会場（予定）
論文試験		7月25日(日)	名古屋市立大学(山の畑校舎)
口述試験	個別面接	7月下旬～8月中旬	愛知県産業貿易館（本館）
	専門面接		
身体検査		7月下旬～8月中旬	名古屋市職員健康管理センター

(注) 身体検査は「研究（応用化学）」の試験区分のみ行います。

④消防

試験科目		日程（予定）	試験会場（予定）
論文試験 体力検査		7月下旬～8月中旬	名古屋市消防学校
口述試験	個別面接	7月下旬～8月中旬	愛知県産業貿易館（本館）
身体検査		7月下旬～8月中旬	名古屋市職員健康管理センター

- ・詳しい日程・試験会場は、第1次合格者発表時に合格者に通知します。なお予定会場の所在地については後掲。

(2) 試験の内容

試験科目		試験の内容
論文試験		与えられた課題に対する記述式試験を行います。(試験時間 60 分)
口述試験	個別面接	個別面接を行います。
	集団討論	与えられた課題に関して数人のグループで討論を行います。
	専門面接	専門試験出題分野に関する口述試験を個別面接で行います。
体力検査		職務遂行に必要な基礎体力に関する検査を行います。 ＜項目＞ 上体起こし、握力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、 20mシャトルラン（往復持久走）
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件をみる検査を行います。 また消防にあっては職務遂行上必要な健康度をみる検査（尿検査、胸部エックス線検査、心電図等）もあわせて行います。

(注)・直近 2 年に出題した論文試験及び集団討論の課題を、名古屋市職員採用案内ホームページに掲載しています。

- ・第 2 次試験の配点は、「行政一般」、「学校事務」、「消防」は 5 4 0 点、「その他の試験区分」は 6 3 0 点です。なお、身体検査は配点には含まれません。
- ・第 2 次試験の合格者は、第 1 次試験、第 2 次試験の結果を総合して決定します。ただし、第 2 次試験のいずれかの試験科目において一定の基準（体力検査の基準及び身体検査の身体的条件については以下を参照）に達しない方は、他の試験科目の成績に関わらず不合格となります。

＜ 体力検査の基準 ＞

6 項目を総合した結果が一定の基準に達しない場合は不合格となります。

またいずれかの項目において下記の数値に満たない場合は、他の項目の記録にかかわらず不合格となります。

項目 \ 最低基準	男性	女性
上体起こし（30 秒間）	9 回	1 回
握力（左右の平均）	3 2 kg	1 9 kg
長座体前屈	2 1 cm	2 5 cm
反復横とび（20 秒間）	2 4 回	2 0 回
立ち幅とび	1 4 3 cm	9 8 cm
20mシャトルラン（往復持久走）	1 2 回	8 回

〈 身体検査の身体的条件 〉

下記のいずれかの身体的条件を満たさない方は不合格となります。

- ・ 研究（応用化学）
比色法分析等に必要な色彩の識別ができること
- ・ 消防
 - ①身 長・・・160 cm以上
 - ②矯正視力・・・左右ともそれぞれ 1.0 以上（裸眼視力は問いません。）
 - ③色 覚・・・赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること
 - ④聴 力・・・1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツの周波数での検査結果をもとに算出した聴力レベルが両耳とも 30 デシベル未満
 - ⑤そ の 他・・・消防官としての職務遂行に支障のないこと

（３）第２次試験の合格者発表 平成１６年８月２７日（金）（予定）

人事委員会事務局の前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合否を問わず受験者本人に通知します。

また、名古屋市職員採用案内ホームページにも合格者発表後約１週間、合格者の受験番号を掲載しますが、必ず掲示または通知で確認してください。

なお、電話等による合否に関する問い合わせはご遠慮ください。

５ 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第１８条の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第１次試験 不合格者	総合順位 総合得点 科目別得点	各試験の合格者発表の 日から１か月間 {・ ９：００～１２：００ ・ １３：００～１７：１５ （土・日・祝日・振替 休日を除く。）	人事委員会事務局において、受験者本人が①受験票及び②運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書（写真のあるもの）を提示して口頭で申し出てください。
第２次試験 不合格者	総合順位 総合得点		

（注）・請求できるのは受験者本人のみです。代理による請求はできません。

- ・ 第２次試験で１科目でも受験しなかった試験科目のある方には、試験成績を開示することはできません。
- ・ 第２次試験合格者発表後、名古屋市職員採用案内ホームページに各試験区分の合格最低点を掲載します。

6 受験手続

(1) 申込方法

提出書類		・ 受験申込書、写真票及び受験票（本案内にはさみこんである指定の用紙 又は 名古屋市職員採用案内ホームページからプリントアウトした指定の用紙。） ・ 80円分の切手(申込書にクリップで留めてください。) ・ 食品衛生監視員の資格を有することを証明する書類（「衛生」「獣医」の申込者のうち該当の方）
郵送申込	期 間	5月6日（木）～5月19日（水）までの消印有効
	送付先	〒460－8508 名古屋市人事委員会事務局任用課 （住所記入不要）
	方 法	・ 提出書類を角形2号の封筒に入れ、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 ・ 封筒の裏に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。 ・ 「受験申込書、写真票及び受験票」は<u>切り取らず、折り曲げないで</u>封筒に入れてください。 ・ 郵送方法は指定しませんが、配達記録等の方法が確実です。 ・ 書類の<u>記入内容等に不備がある場合は受理せず返送します</u>ので、確実に記入のうえ期限に余裕をもって申し込んでください。
持参申込	期 間	5月18日（火）～5月19日（水） 10：00～12：00、13：00～17：15（時間厳守）
	場 所	名古屋市人事委員会事務局任用課 市役所東庁舎1階 (<u>自家用車での来庁はご遠慮ください。</u>)
	方 法	・ 提出書類を受付場所に提出して、申し込んでください。

(注)・別紙の「記入要領」を参照のうえ、記入もれ、記入誤りのないように確認をしてください。

- ・ 受験申込は1人につき**1つの試験区分に限ります**。また、申込書提出後の**試験区分の変更は認めません**。

(2) 受験票の交付

郵送申込、持参申込とも6月4日（金）以降に受験票を郵送しますが、**6月14日（月）**までに届かない場合は、名古屋市人事委員会事務局任用課（TEL 052-972-3308）までお問い合わせください。

なお、受験票はこちらで切り取って封筒に入れて郵送しますので、**送料として80円分の切手を申込書にクリップで留めて提出してください**。

7 最終合格から採用まで

- (1) 第2次試験合格者は、試験区分ごとに成績順に任用候補者名簿に登載されます。この名簿は、市長等の任命権者の請求に応じ成績順に提示され、任命権者の実施する意向調査、健康診断等を経て採用者が決定されます。
- なお、この名簿は確定の日から1年間有効です。
- (2) 職種によって必要とされる資格・免許が採用時までには取得できない場合には、採用されません。また、傷病等により職務に支障があると認められる場合などには、採用されないことがあります。
- (3) 採用は、原則として**平成17年4月以降**となります。
- (4) 受験資格がないことや受験申込書記載事項に不正があることが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用日において法令により永住が認められていない方は、採用されません。

8 給与

(平成16年4月1日現在)

試験区分	事務・技術など右記以外	学校事務	消防
初任給	約196,000円	約176,000円	約204,000円

- (注)・上表の初任給は、給料月額に調整手当を加えたものです。ただし交通局においては「給料の特例に関する規程」に基づき、給料月額が1%減額されます。
- ・この初任給に、学校卒業後の経歴に応じて加算される場合があります。
 - ・この他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
 - ・「学校事務」は県費負担職員となり、給与、勤務時間その他の勤務条件については愛知県の条例等が適用されます。
 - ・採用されるまでに給与関係の条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

9 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の①及び②に該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する要綱」等に定められています。

① 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

② 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) 本市職員で受験を希望する方は所属長を通じて手続きをしてください。

《 平成 15 年度 第 1 回採用試験実施結果 》

試験区分		受験者数	合格者数	倍率	試験区分		受験者数	合格者数	倍率
事務		(人)	(人)	(倍)			(人)	(人)	(倍)
	行政一般	1,695	56	30.3	衛 生		69	9	7.7
	法 律	639	60	10.7	獣 医		17	6	2.8
	経 済	401	60	6.7	研 究	機 械	7	1	7.0
技 術	社会福祉	112	7	16.0		電 子	2	1	2.0
	土 木	206	27	7.6	学 芸	天 文	19	1	19.0
	建 築	45	2	22.5		美術工芸史	40	1	40.0
	機 械	26	1	26.0	学校事務		99	3	33.0
	電 気	36	2	18.0	消 防	(男性)	871	40	21.8
	応用化学	24	1	24.0		(女性)	43	3	14.3
	造 園	31	2	15.5					

(注) 研究(応用化学)、研究(生物)は、平成 15 年度は実施していません。

<第1次試験会場案内図>

【名城大学 天白キャンパス】

名古屋市天白区塩釜口一丁目501

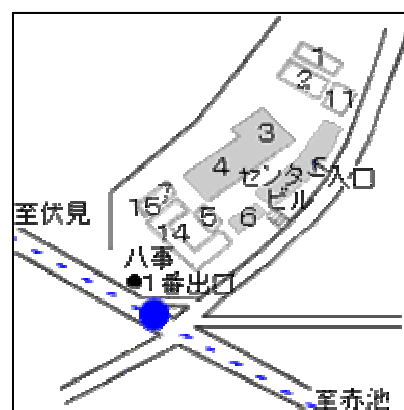
- 地下鉄鶴舞線 「塩釜口」下車
1番出口 徒歩8分
(構内への入口は正門のみです。)



【中京大学 名古屋キャンパス】

名古屋市昭和区八事本町101-2

- 地下鉄鶴舞線 「八事」下車
1番出口 徒歩3分
(構内への入口はセンタービル中央の入口のみです。)



<第2次試験予定会場>

名古屋市立大学（山の畑校舎）・・・名古屋市瑞穂区瑞穂町山の畑1

愛知県産業貿易館（本館）・・・名古屋市中区丸の内3-1-6

名古屋市消防学校・・・名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280-12

名古屋市職員健康管理センター・・・名古屋市中区三の丸3-1-1

- ・試験会場に電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。
- ・試験当日は自家用車等での来場を禁止します。公共交通機関を利用してください。

・・・この試験に関するお問い合わせは・・・

名古屋市人事委員会事務局任用課

〒460-8508

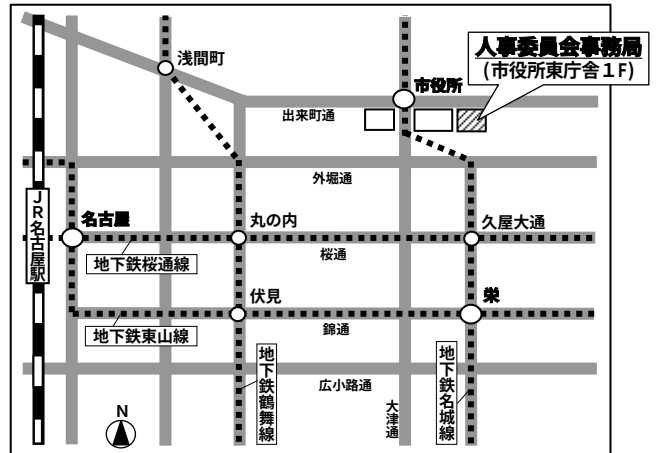
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-3308

FAX 052-972-4182

- 地下鉄名城線、市バス 「市役所」下車
名古屋市役所 東庁舎1階

市役所付近は駐車が困難なため、
自家用車での来庁はご遠慮ください。



<名古屋市職員採用案内ホームページ>

<http://www.city.nagoya.jp/48zinzi/saiyo/shiken.htm>



この試験案内は再生紙（古紙配合率 100%、白色度 70%程度）を使用しています。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成16年 5月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスティ

名古屋市千種区京命一丁目 1番32号

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

№	変更前			変更後		
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
1	(株)モン ター	代表取締役 山平 國和	東京都渋谷区渋谷 1丁目11 番 8号	(株)レア ルパスコ ベーカ リーズ	代表取締役 渋谷 雅義	名古屋市 東区白壁 五丁目 3 番地
2	(有)クリ スタ ル	代表取締役 佐藤 伸之	名古屋市 名東区文 教台一丁 目 304番 地	(有)鉄人	代表取締役 五十嵐 甲	愛知県知 多郡東浦 町大字森 岡字取手 22番地の 1
3	加藤 資 彦	—	愛知県尾 張旭市晴 丘町45番 地の 1	(株)エン ジェル	代表取締役 加藤 資彦	変更なし
4	(有)ハー モ ニー	代表取締役 黒田 正明	名古屋市 瑞穂区高 田町 5丁 目 3番 1 号	(株)セリ ア	代表取締役 河合 宏光	岐阜県大 垣市外渚 2丁目38 番

5	(株)ジェイ シイトレ ーディング	代表取締役 上原 潤	名古屋市 天白区植 田南二丁 目 221番 地	—	—	—
---	-------------------------	---------------	-------------------------------------	---	---	---

3 変更の日

- (1) № 1の小売業者については平成15年 4月 9日
- (2) № 2の小売業者については平成15年 3月21日
- (3) № 3の小売業者については平成14年 4月21日
- (4) № 4の小売業者については平成15年10月21日
- (5) № 5の小売業者については平成15年10月20日

4 変更した理由

- (1) № 1、№ 2及び№ 4の小売業者については入替えのため
- (2) № 3の小売業者については法人化したため
- (3) № 5の小売業者については退店のため

5 届出の日

平成16年 4月16日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成16年 5月 7日から平成16年 9月 7日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成16年 9月 7日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成16年 5月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アスティ

名古屋市千種区京命一丁目 1番32号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

小売業者	閉店時刻	
	変 更 前	変 更 後
(株)ヤマナカ	午後 9時00分	午後 9時50分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐 車 場	変 更 前	変 更 後
建物地下駐車場	午前 8時00分から午後11時00分まで	変更なし
建物西側駐車場		
敷地外平面駐車場		午前 8時00分から午後10時00分まで

3 変更の日

平成16年 5月21日

4 変更しようとする理由

消費者ニーズの変化に対応するため

5 届出の日

平成16年 4月16日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報・相談コーナー、守山区役所情報・相談コーナー及び名東区役所情報・相談コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成16年 5月 7日から平成16年 9月 7日まで。ただし、日曜日、土曜日及び

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成16年 9月 7日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 4項により同法第 6条第 2項の規定による届出とみなし次のとおり公告します。

平成16年 5月 7日

名古屋市長 松 原 武 久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンエスビル

名古屋市西区上小田井一丁目50番地

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
(株)ヤマナカ	午前10時00分 (年間 100日 午前 9時00分)	午前 9時30分 (年間 100日 午前 9時00分)	午後 9時00分	午後11時00分 (年間 150日 午後11時30分)
(有)花よし			午後 8時30分	午後 9時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
建物北側 平面駐車場	午前 8時30分から 午後11時30分まで	午前 8時30分から午後11時30分まで (年間 150日午前 8時30分から午後12時00分まで)
建物屋上 駐車場	午前 9時30分から 午後 9時30分まで	午前 9時00分から午後10時00分まで (年間 100日午前 8時30分から午後10時00分まで)

3 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
サンエス興産(株)	代表取締役 山内 毅	名古屋市西区上小田井一丁目63番地

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)ヤマナカ	代表取締役 中野 義久	名古屋市東区葵三丁目15番31号

(有)花よし	代表取締役 星谷 禎夫	愛知県西春日井郡西春町大字九ノ坪寺 領47番地
--------	----------------	----------------------------

- 4 大規模小売店舗の変更をする日
平成16年 5月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,885平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
154台
 - (2) 駐輪場の収容台数
133台
 - (3) 荷さばき施設の面積
182平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
37.2立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
上記2(1)で既述
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
上記2(2)で既述
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
6箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6時00分から午後 9時00分まで
- 8 届出の日
平成16年 4月16日
- 9 届出書等の縦覧場所
名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
西区役所情報・相談コーナー
- 10 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
平成16年 5月 7日から平成16年 9月 7日まで。ただし、日曜日、土曜日及び
国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。
午前 8時45分から午後 5時00分まで
- 11 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を

設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

平成16年 9月 7日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課